# 介護分野における特定技能協議会申請システム 新システムへのログインについて (令和6年5月26日までに入会された受入機関向け)

2024年5月27日 Version 1.0

介護分野における特定技能協議会事務局 〒104-0061 東京都中央区銀座 7-17-14 松岡銀七ビル3 階 (公社)国際厚生事業団 外国人介護人材支援部内 TEL:03-6206-1262 FAX:03-6206-1165

#### ※本手続きは、登録支援機関に委託せず、必ず受入機関において行っていただくようお願いいたします。

### (1)移行手続き

 ①2024年5月21日(水)付で、当事業団より新協議会申請システムへの移行手続きに必要な情報を、ハガキ (簡易書留※)で受入機関所在地(入会証明書に記載された住所、法人代表者宛)へ郵送しております (5月に入会された受入機関には6月中旬発送)。

ハガキに記載されている「移行用 URL」と「移行用コード」と使用し、移行手続きを行ってください。

※ハガキのイメージ:https://foreigncareworkers.net/Act/ACT-2.pdf



②お使いの PC で、URL(<u>https://foreigncareworkers.net/Front</u>)へアクセスし<u>左側下段の【移行手続き</u> 画面】ボタン(薄緑色)を押下すると、下記の画面が表示されます。

「構成員番号」と「移行用コード」を入力の上、「引継ぎしアカウントを作成する」ボタンを押下してください。

アカウントデータの引き継ぎ			
構成員番号	必須	構成員番号	
移行用コード	必須	移行用コード	
			操作マニュアル (移行用) はこちら
		引継ぎしアカウントを作成する	
< ログインページにもどる			

※構成員番号は、旧システムのユーザーID で、A からはじまる6桁の番号となります。

## <注意>

同一受入機関アカウントにて、複数の担当者での同時ログインを行うとエラーになりますのでご注意ください。 受入機関アカウントの引継ぎ操作は、必ず受入機関において行っていただくようお願いいたします。

郵送物を紛失した場合は再発行が可能ですが、再発行時の郵送料金は法人負担となり、再発行までに2~3週間お日にちを要します。

移行用コードの再発行手続きについては、下記 URL よりご確認ください。

https://jicwels.or.jp/fcw/Ajdtmk.pdf

③下記のような確認画面が表示されますので、協議会構成員番号・受入機関名をご確認の上、お間違えなければ 「はい、間違いありません」のボタンを押下してください。

アカウントデータの引き継ぎ	
以下の受入機関で間違いありませんか?	
協議会構成員番号: 受入機関名: > はい、間違いありません く いいえ、違います	

④「アカウント情報登録」画面で受入機関担当者の情報を入力し、最後にページ下部の「入力内容を保存する」ボタ ンを押下してください。

#### く注意>

※登録支援機関担当者の情報ではなく、必ず受入機関担当者の情報を入力してください。

※情報漏洩防止策を含め、アカウントの作成及び管理は受入機関の責任において行っていただくようお願いいたします。

※新しい協議会申請システムでは、登録支援機関担当者のアカウントも作成でき、受入機関に代わって協議会申請システムでの一部手続きや申請等を行うことができるようになりますが、この段階で作成できるのは受入機関担当者のアカウントとなります。受入機関担当者のアカウントと登録支援機関担当者のアカウントでは、権限が異なります。詳細は、自動通知メール末尾の「操作マニュアル(P.33~)」をご確認ください。

アカウント情報登録	
アカウントの種別	◎ 受入機関担当者アカウント ○ 登録支援機関担当者アカウント
項目	登録內容
ユーザーID	新規
氏名	
氏名フリガナ	
	⑦ スペースは入力できません。
メールアドレス	
部署・役職	
電話番号	
	● 半角ハイフン付きで入力してください。
携帯電話番号	
	● 半角ハイフン付きで入力してください。
メール受信(※重要なメールを除く)	●受信する○受信しない
< 保存せずにもどる	₿ 入力内容を保存する
メールを送信しました	
※アカウント登録はまだ完了していま	せん。
メールのリンクよりアカウント登録を完了して	ください。
※迷惑メール防止機能によりメールが迷惑メール 30分経過してもメールが配信されなかった場合に 頂きますようお願い致します。	レと間違えられている場合があります。 こは迷惑メールフォルダやゴミ箱に自動的に振り分けられている可能性がありますので、一度ご確認
	+) ログインページへ

※この段階では、まだアカウントの引継ぎは完了しておりません。

⑤「②(P.3)」で入力したメールアドレスへ自動通知メールが送信されます。

内容をご確認の上、記載されている URL よりアクセスいただき、「ログイン ID」「仮パスワード」を組み合わせてログインしてください。



※通常、自動通知メールは即時送信されます。30分以上経ってもメールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに入っていないかご確認ください。迷惑メールフォルダにも届いていない場合は、お手数ですが本マニュアル表紙に記載している電話番号へお問い合わせください。

# (2)協議会申請システムヘログインする

①自動通知メール内の仮パスワードから、任意の新しいパスワードを設定し、本アカウント登録を完了してください。
 ※長さは8~15文字、半角英字(大文字と小文字)、半角数字をそれぞれ最低1文字含めて設定してください。

パスワードの変更			
変更するアカウント			
現在のパスワードと、変更後のパスワード 登録後はログイン画面へ遷移しますので、	を2回入力し 新しいパスワ	てください。 7ードでログインしてください。	
現在のバスワード	國際	現在のパスワード	
新しいパスワード	ه ه	新しいパスワード	
新しぃパスワード(再入力)	必須	新しいパスワード(再入力)	
		🖬 パスワードを変更する	

②新しいパスワードの設定が完了したら、再度ログインを行ってください。

パスワードの変更完了		
パスワード変更を承りました。 新しく登録したパスワードで再度ログインしてください。		
	+) ログインページへ	

※IDとパスワード、ログインページの URL は今後の協議会申請において必要な情報となります。

大切に保管いただくようお願いいたします。

紛失した場合は、自動通知メールに記載されている事務局の連絡先までお問い合わせください。

(パスワードを紛失した場合は、ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」より再設定いただけます。)

ログイン	
------	--

ユーザーID
パスワード
<b>+)</b> ログイン
パスワードを忘れた方はこちら

# ◆以降の「移行手続きマニュアル」については、協議会申請システム上に掲載しております。

下記手順にてご参照ください。

※上記手順では、まだ移行手続きは完了しておりません。

		Θ	様 ミメニ
様 現在の協議会申請状況:貴法人は入会申請務の状態です。 「各種手続き」の「法人・単築所情報の登録・変更」より、入会申 詳細は、 <del>現作マニュアル</del> をご確認ください。	溝をお願いします。		×
議会事務局からのお知らせ・連絡事項		Ξ 過去の配信に	トップページ
すべて	表示するお知らせはありません。		アカウント一覧
会員情報			登録支援機関一覧
その他			メールアドレス変更
			パスワード変更
			ヘルプ・問合せ
		/	ーーーー! ログアウト
ップページ / ヘルプ・脚会せ			
ヘルプ・問合せ	/		
ヘルプ・問合せ オイトのご利用方法や、当事集団へのお問い合わせ窓口につい	いてご案内いたします。		
ヘルプ・問合せ サイトのご利用方法や、当事業団へのお除い合わせ窓口につい 「協会の申請にともなうませくトのご利用方法につい?」	いてご案内いたします。		
ヘルプ・問合せ サイトのご利用方法や、当事集団へのお問い合わせ窓口につい 調査会の申請にともなう本サイトのご利用方法について 場在マニュアル、(後年会給に巻きスマニュアル)	いてご業内いたします。		
ヘルプ・問合せ サイトのご利用方法や、当事集団へのお問い合わせ窓口につい 議会の申請にともなう本サイトのご利用方法について 提住マニュアル(提供全般に置きスマニュアル) 参行手続きマニュアル(会和6年5月26日までに入会されたり	いてご案内いたします。 こ 2人硫関の移行手続き用マニュアル)		
ヘルプ・間合せ サイトのご利用方法や、当事集団へのお問い合わせ窓口につい 認識会の申請にともなう本サイトのご利用方法について 操作マニュアル(操作全般に撃きスマニュアル) 参行手続きマニュアル(令和6年5月26日までに入会された) 特定技能協議会に関するお問合せについて	いてご案内いたします。 こ え入職期の移行手続き用マニュアル)		
ヘルプ・問合せ サイトのご利用方法や、当事集団へのお問い合わせ窓口につい 認識会の申請にともなう本サイトのご利用方法について 認能でこっての、(特性全的に関するマニュアル) 参行手続きマニュアル(合和6年5月26日までに入会された) 特定技能協議会に関するお問合せについて )満分野における特定技能協議会事務局	いてご案内いたします。 こ 2人硫関の移行手続き用マニュアル)		
ハルプ・問合せ ドイトのご利用方法や、当事業回へのお問い合わせ窓口につい 議会の申請にともなう本サイトのご利用方法について 調査マニュアル(現在全部に聞きスマニュアル) 参行手続きマニュアル(令和6年5月26日までに入会されたが 定技能協議会に関するお問合せについて 違分野における特定技能協議会事務局 所:〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目17-14 松岡銀七ビ	いてご案内いたします。 		
<ul> <li>ハルプ・間合せ</li> <li>オイトのご利用方法や、当事業回へのお開い合わせ窓口につい</li> <li>議会の申請にともなう本サイトのご利用方法について</li> <li>寄行手続きマニュアル(特性会給に聞するマニュアル)</li> <li>家行手続きマニュアル(今和6年5月26日までに入会された)</li> <li>院技能協議会に関するお問合せについて</li> <li>違分野における特定技能協議会事務局</li> <li>所:〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目17-14 松岡銀七ビ 話:03-6206-1262 FAX:03-6206-1165</li> </ul>	いてご業内いたします。 2.入除聞の移行手続き用マニュアル) ル3 隣		
<ul> <li>ハルブ・開合せ</li> <li>オイトのご利用方法や、当事集団へのお開い合わせ窓口につい</li> <li>講会の申請にともなう本サイトのご利用方法について</li> <li>滞在マニュアル (特徴全統に発きスマニュアル)</li> <li>参行手続きマニュアル (特徴全統に発きスマニュアル)</li> <li>ジ行手続きマニュアル (特徴会統に発きえてコアル)</li> <li>ジ行手続きマニュアル (特徴会統に発きまた)</li> <li>ごてたびる特定技能協議会事務局</li> <li>所: 〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目17-14 松岡銀七ビ 話: 03-6206-1262 FAX: 03-6206-1165</li> <li>ジ付時期は平日9:15 ~ 17:30</li> <li>ジロボース (日本の)</li> </ul>	いてご案内いたします。 2.入職期の移行手続き用マニュアル) ル3 職		